

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会の会議の公開について

1 附属機関等の会議の公開

(1) 附属機関等の会議

附属機関等の会議は、原則として公開する。(山口県情報公開条例第21条)

・県政の透明性を確保し、より開かれた県政を推進するため

(2) 非公開とする理由

① 非開示情報を審議する場合

ア 法令秘情報、イ 個人情報、ウ 法人等情報、エ 犯罪捜査等情報、
オ 意思形成過程情報、カ 行政運営情報、キ 協力・信頼関係情報

② 会議の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある場合 審議妨害や委員に対する圧力等が予想されるとき

2 評価委員会(第3回)の審議内容

(1) 中期計画(案)及び業務方法書(案)は、上記非公開理由①の、「ア法令秘情報、イ個人情報、エ犯罪捜査等情報、カ行政運営情報、キ協力・信頼関係情報」には該当せず、また、これらを審議することは、上記非公開理由②にも該当しない。

(2) 地方独立行政法人は、業務の内容を公表して、その組織及び運営の状況を明らかにするよう努めるとされ、業務の透明性を求められている(地独法第3条)。

(3) 中期計画(案)及び業務方法書(案)は、(2)により公表を予定している情報であり、これは上記の非公開理由の「ウ法人等情報」には該当しない。

(4) また、「オ意思形成過程情報」は、審議中の案件等で公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるもので、中期計画(案)及び業務方法書(案)の審議は、これにも該当しない。


中期計画(案)及び業務方法書(案)の審議は、非公開理由に該当しない。

従って、本委員会の審議は、原則どおり公開することが適切と思われる。